



前書き

2017年の中国知財業界の発展状況を振り返ってみると、専利出願及び商標出願は、依然として急増し、権利活用も強く推進されてきたことが分かりました。法律法規の面からも、「専利法」の改正が引き続き検討されている中に、「不正競争防止法」、「標準化法」は既に改正され、「専利審査指南」も見直されました。弊所といたしましては、出願だけではなく、権利行使などの面においても安定成長することができ、お客様や官庁から評価されました。このたび、過ぎ去った1年の業界動向をまとめ、簡単にご紹介いたします。皆様に少しでもご参考になればと思います。

目次

- I. 2017年中国専利関係の統計データ
- II. 知的財産関連立法の情報
- III. 弊所が取り扱った訴訟の代表例
- IV. 2017年の弊所の実績

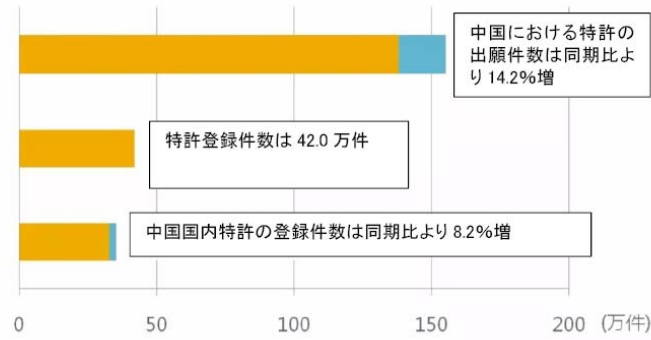
I. 2017年中国専利¹関係の統計データ

中国国家知識産権局は1月18日に北京で2017年の主な業務統計データ及び関連状況を発表した。

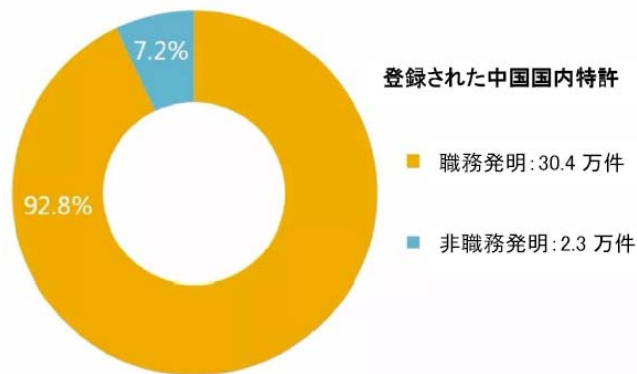
2017年中国における特許出願件数は同期比14.2%増の138.2万件である。特許登録件数は42.0万件で、そのうち、中国国内特許の登録件数は同期比8.2%増の32.7万件である。

登録された中国国内特許のうち、職務発明は92.8%の30.4万件を占め、非職務発明は7.2%の2.3万件を占めている。

¹本文における専利は、特許、実用新案及び意匠を含む。



登録された中国国内特許のうち、職務発明は92.8%の30.4万件を占め、非職務発明は7.2%の2.3万件を占めている。



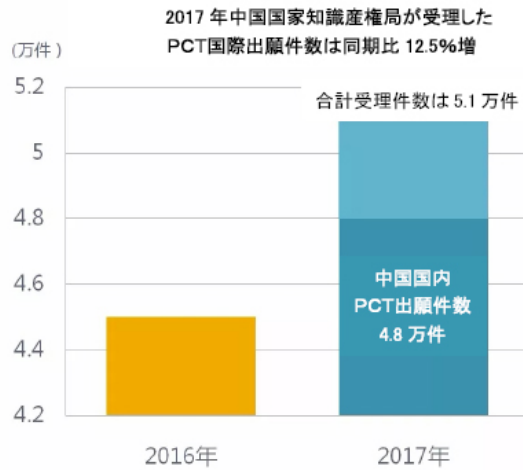
2017年、中国における企業別特許登録件数トップ10(香港、マカオ、台湾を含まない)は順位で、国家电网公司是3,622件、華為技術有限公司は3,293件、中国石油化工股份有限公司は2,567件、京東方科技集团股份有限公司は1,845件、中興通訊股份有限公司は1,699件、聯想(北京)有限公司は1,454件、珠海格力電器股份有限公司は1,273件、広東欧珀移動通信有限公司は1,222件、中国石油天然氣股份有限公司は1,088件、中芯國際集成電路製造(上海)有限公司は862件である。

2017年中国における企業別特許登録件数トップ10

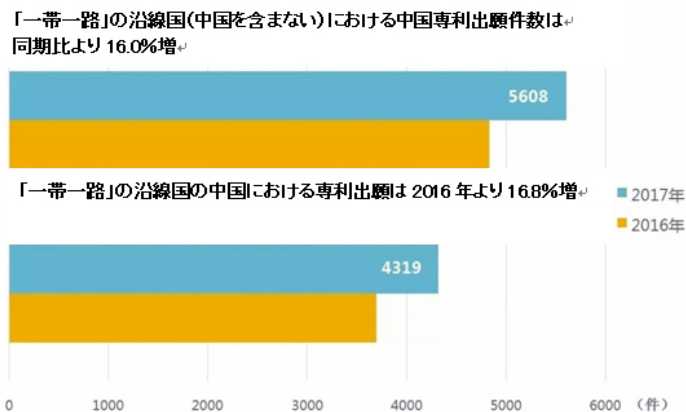
順位	申請人名称	特許発明登録件数(件)
1	国家电网公司	3,622
2	华为技术有限公司	3,293
3	中国石油化工股份有限公司	2,567
4	京东方科技集团股份有限公司	1,845
5	中兴通讯股份有限公司	1,699
6	联想(北京)有限公司	1,454
7	珠海格力电器股份有限公司	1,273
8	广东欧珀移动通信有限公司	1,222
9	中国石油天然气股份有限公司	1,008
10	中芯国际集成电路制造(上海)有限公司	862

(香港、マカオ、台湾を含まない)

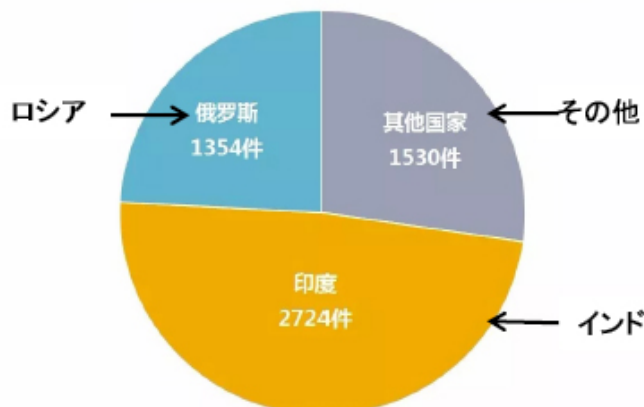
2017年、中国国家知識産権局が受理したPCT国際出願件数は同期比12.5%増の5.1万件である。そのうち、中国国内からのPCT出願は同期比12.5%増の4.8万件である。



2017年、中国が「一帯一路」沿線国(中国を含まない)における専利出願の公開件数は同期比16.0%増の5,608件である。そのうち、インドにおける出願公開件数は2,724件で、ロシアにおける出願公開件数は1,354件で、一定的な規模となっている。また、「一帯一路」の沿線国の中国における専利出願は2016年より16.8%増の4,319件であり、中国にて専利を出願する国数は2016年より4ヶ国増の41ヶ国である。



「一帯一路」の沿線国(中国を含まない)における中国専利出願公開件数



2017年、中国における専利行政摘発件数は同期比36.3%増の6.7万件である。そのうち、専利紛争事件は同期比35.0%増の2.8万件(専利権侵害事件2.7万件を含む)であり、専利詐称事件は同期比37.2%増の3.9万件である。

2017年、専利質権設定融資総額は同期比65%増の720億元で、専利質権設定プロジェクト数は同期比60%増の4,177件である。

2017年、専利審判委員会が受理した不服審判請求件数は同期比160%増の34,123件であり、受理した無効審判請求件数は同期比15%増の4,565件である。

2017年、新規設立された専利代理機構は324社がある。2017年専利代理人資格試験の応募者は3.2万人を上回り、合格者は5,094人であり、史上最高記録となった。2017年年末まで、中国における専利代理機構は1,824社を打ち破り、専利代理人は1.6万人をオーバーした。

(情報ソース: 中国国家知識産権局)

II. 知的財産関連立法の情報

1. 中国「不正競争防止法」の改正(2017年)

2017年11月4日、第十二回全国人大常委第三十次会议で改正「不正競争防止法」が可決された。改正「不正競争防止法」は2018年1月1日から施行される。

改正「不正競争防止法」は裁判実務経験を参考にした上で、不正競争行為をより明確に定めるとともに、他の関連法律との釣り合いを取っている。

新しい不正競争防止法では、知的財産と緊密な関係を持つ混同行為、虚偽の宣伝、営業秘密及び商業的中傷という4の部分について大きな改正があった。その改正ポイントを以下のとおり整理する。

(1) 旧法の「有名な商品に特有の名称、包装、装飾」を新法で「一定の影響を持つ他人の商品名、包装、装飾」に変更するなど、混同行為に関する条文が大きく改正された。

(2) 企業名や組織の略称、屋号、自然人のペンネーム、芸名、訳名等も明確に、不正競争防止法の保護対象となる。

(3) ドメイン名、ウェブサイト名、ウェブページ等のインターネット上の標識も保護される。

(4) 行政強制措置を強化し、行政摘発の範囲及び処罰の強さを増大させる。



(5) 民事責任について賠償責任制度を完備させ、一部の行為について法定賠償額を追加し、法定賠償額の上限を300万人民元に引き上げる。

2. 北京高裁「専利侵害判定指南」(2017年)の改訂

2017年4月20日、北京市高等裁判所は裁判の実務経験を整理し、関連法律法規及び司法解釈を参酌した上で、新たに改訂した「専利侵害判定指南」を正式に発表した。

2013年に発表された旧「専利侵害判定指南」に比べ、新「判定指南」の主な改訂ポイントは以下のとおりである。

(1) クレームの解釈原則及び方法をさらに完備させ、「発明の目的に適合する」という解釈の原則及びクレームの区別解釈方法を追加し、使用場面の規定、主題名等の解釈方法を詳しく定める。

(2) 機能的表現の解釈及び侵害判定のルールを明確にし、均等侵害の判定ルールを細分化する。

(3) 中国最高裁の「専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(二)」を踏まえ、意匠に係る裁判のルール及び共同侵害行為についてより詳細な規定を定める。

(4) 中国のこれまでの判例及び他国の最新判例を参考にした上で、GUI意匠及び標準必要専利などの新たな事情に係る裁判のルールを定める。

(5) 中国のソフトウェア専利、通信関連特許の裁判実務に基づき、専利の権利範囲を若干広く認め、間接侵害行為を効果的に規制する。

(6) 粗悪専利を防ぐ観点から、悪意による特許取得のパターンを詳細に定め、専利権の乱用を規制する。

3. 「専利審査指南」の改訂

改訂中国「専利審査指南」は2017年4月1日から施行される。改訂のポイントは以下のとおりである。

(1) ビジネスモデルにおける技術的な改良が特許を受けることを認める。

(2) プログラム発明について、認められるクレームの書き方を明確にする。

(3) 出願後の追試実験成績に関する審査のルールを明確にする。

(4) 無効審判におけるクレームの訂正への制限を若干緩和させる。

(ただし、明細書のみに記載された構成を新たにクレームに追加する訂正は依然として認められない。)

(5) 公衆が閲覧・複製できる専利書類の範囲を拡大する。

4. 「中華人民共和国標準化法(2017)」の改正

2017年11月4日に、中国全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国標準化法」の改正案を採択し、改正法は2018年1月1日から施行される。主な改正点は下記のとおりである。

- (1) 政府標準化主管調和体制を確立する。国務院、および、区を設けた市クラス以上の地方人民政府は標準化調和体制を確立させ、標準化の重要な事項を一括して管理する必要がある。県クラス以上の地方人民政府は、標準化活動を県クラスの国民経済と社会発展の計画に編入する必要がある。
- (2) 標準の制定範囲を拡大する。今後は工業だけでなく、農業、サービス業及び社会事業等における標準化も促進する。
- (3) 強制的標準に対する一括管理を強化する。これまでの強制的標準は国家標準か、業界標準か、地方標準かを問わず、改正法の実施によりいずれも国家標準となる。改正法では、国家標準は強制的標準、推奨的標準に分けられ、業界標準、地方標準は推奨的標準であると定められ、強制的な標準の範囲は厳しく限定されている。
- (4) 団体標準の法的地位を明確にする。社会团体組織による団体標準の制定を奨励する。
- (5) 企業標準の自ら披露及び監査制度を確立する。企業は自社が実施している製品及びサービスの標準に関する状況を社会に公開する必要がある。
- (6) 標準の国際化を強化し、中国の標準と外国の標準との転換準用を推進する。
- (7) 標準化軍民融合制度を定める。

Ⅲ. 弊所が取り扱った訴訟の代表例

2017年、お客様のご指導で、弊所としては、全員一丸となり、緊密に協力しながら、60件以上の専利権、商標権及び不正競争事件を代理いたしました。それに、40件ほどの無効審判事件も代理して、お客様の中国における知財権利の保護・活用に力強くサポートできました。お客様のご承認を得て、以下3件の代表例を取り上げて簡単にご紹介いたします。少しでもご参考になればと思います。

1. パナソニック株式会社と珠海金稻電器有限公司等との意匠権侵害事件



パナソニック株式会社(以下、「パナソニック社」という)は電気機器業界の大手企業であり、そのブランドは中国においても非常に高い知名度を持っている。パナソニック社が開発したスチーム美顔器は、中国において高い人気がある。自社のスチーム美顔器の一つについて、パナソニック社は、「美容器」を名称とした中国意匠出願を行い、2012年9月5日に登録を受け、第ZL201130151611.3号中国登録意匠を取得した。珠海金稻電器有限公司(以下、「金稻社」という)は2013年から、パナソニック社の上記登録意

匠と類似するスチーム美顔器を数多く製造して販売した。このことを発見したパナソニック社は警告状を発したが、あまり効果はなかった。そこで、パナソニック社は金稻社と、主に販売を担当した麗康社を共同の被告として意匠権侵害訴訟を提起した。北京知財裁判所は一審で、両被告の侵害行為の差し止め、損害賠償三百万人民元(金稻社負担)、権利行使のための合理的な費用二十万人民元(金稻社と麗康社の共同負担)を認める旨の判決を言い渡した。金稻社と麗康社は一審判決を不服として控訴したが、北京市高等裁判所は審理した上、一審判決を維持する旨の二審判決をした。

本件において、一審の北京知財裁判所は当方の合計320万元の賠償請求を認め、これは今まで北京の裁判所が判決した意匠権侵害事件の最高額を記録した。意匠権侵害事件において認められる賠償額がほとんど数万元程度にとどまっている中、本件は画期的な意義を有し、意匠権の価値を十分に示したといえる。

本件は北京高裁により2016年の北京市裁判所知的財産保護十大事件に選ばれ、さらに中国最高裁により2016年の中国裁判所知的財産十大事件に選ばれた。

2. 株式会社MTGの広東省、浙江省など地域で多数の模倣品製造業者に対する権利保護活動

株式会社MTGはブランド開発会社である。代表ブランドのReFaの美容ローラー及びトレーニングギアのSIXPADがその良好な機能及び独特な美しい外観によって、消費者に広く好評、信頼され、比較的に高い知名度を有している。株式会社MTGは中国で、ReFaの美容ローラー製品及びトレーニングギアのSIXPADに対して、多くの意匠権を含む知的財産権を有している。ReFaの美容ローラーもトレーニングギアのSIXPADも非常に高い人気があるが、インターネットに、デッドコピー品が大量に出回っていた。模倣品が中国で販売されているだけでなく、日本、韓国などの国家・地域にも輸出されていた。合法的権益を保護するため、弊所が株式会社MTGの依頼を受けて、広東省、浙江省などの多数の模倣品製造業者に対して権利保護活動を行っている。弊所が株式会社MTGの代理人として、広州知的財産裁判所、深セン市中等裁判所、北京知的財産権裁判所、寧波中等裁判所などに、意匠権侵害の訴訟事件を起訴した。現在、数件の訴訟案件が終了して、裁判所から侵害業者の知財権侵害の行為を認定し、権利侵害行為の停止及び株式会社MTGに賠償金の支払の判決が出されました。中国で知財対策の強化によって、中国ECサイトに模倣品が大幅に減少し、広東省及び浙江省などの模倣品の製造・販売・販売の申し出行為も大幅に抑制されている。株式会社MTGは自社のブランド価値を守るために、商標、特許などの知財権利を活用して、さまざまな活動をしている。

3. 日本化学会社Hと中国会社Qとの意匠権侵害事件

日本化学会社Hは、中国会社Qが製造、販売、販売の申し出をしている3つの製品は自社の3件の意匠権にそれぞれ類似することを発見し、北京知財裁判所に3件の意匠権侵害訴訟を提起した。北京知財裁判所は審理した結果、中国会社Qが製造、販売、販売の申し出をしている3つの製品は日本化学会社Hの意匠権の範囲に属すると認定し、3つの製品の製造、販売、販売の申し出を差し止め、権利者への損害賠償を判定した。

IV. 2017年の弊所の実績

昨年、海外内のお客様のご指導のお陰で弊所は業務上かつ組織上で大きな成長を遂げました。この場をお借りいたしまして、弊所昨年の発展実績を簡単に以下のとおりご紹介いたします。

1. 弊所の専利、商標及び法務業務が順調に伸びている。
2. 蘇州ブランチと大連事務所を設けて、更に身近にクライアント様にサービスを提供する。
3. 弊所が担当した「美容器」意匠権侵害事件は2016年の中国裁判所知的財産十大事件に選ばれた。
(2017年発表)
4. タイヤ関係、美容関係、食品関係及び材料関係の多くの無効審判事件を勝ち取った。
5. 弊所は中華商標協会により、「2016-2017年の優秀な商標代理機関」に選ばれた。
6. 弊所が担当した「SONGXIA及び図形」の商標無効審判は、中華商標協会により、「2016-2017年の優秀な商標代理事例」に選ばれた。
7. 弊所は2017年、多くの外国事務及び外国企業からの研修生を受け、特許・商標の調査、権利化、無効審判及び訴訟等に関する知財研修を提供した。
8. 弊所は、お客様に協力して特許審査協力センターにおける技術説明会の実施を実現した。
9. 弊所は北京、上海、蘇州、浙江等において講演会及び交流会を何回も主催し、知的財産に関するソリューションを多くの企業に提供した。



(今回のIPNEWSに掲載している写真は、弊所の張 宝瑜がオーストラリアで撮影したものです。)

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
 社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
 担当者: 所員 キン 英芳 (Yingfang JIN) 張 輝 (Ashley ZHANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201 (代表)

E-mail: ipnews@lindaliugroup.com

Website: <http://www.lindapatent.com>